

基政発0511第3号  
基監発0511第1号  
国自貨第14号  
平成27年5月11日

都道府県労働局長 殿

地方運輸局長等 殿

厚生労働省労働基準局  
労働条件政策課長

監督課長

国土交通省自動車局  
貨物課長

トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会の地方協議会運営について

トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会については、「『トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会』の設置について」（平成27年5月11日付け基発0511第3号、国自貨第13号）により運営を行っていくところであるが、下記の点についても留意の上、地方協議会の設置・運営に万全を期されたい。

#### 記

1. 地方協議会は、学識経験者、荷主、トラック運送事業者、経済団体代表、労働者団体代表、都道府県労働局長、地方運輸局長等を基本とし、各都道府県の実情に応じた委員の構成とする。荷主については、荷主団体だけでなく、各都道府県で影響力のある荷主企業を委員に加えることとする。また、必要に応じて関係団体等の代表も委員とする。
2. 次のような役割分担のもと、都道府県労働局、運輸支局及び地方トラック協会の共同事務局とする。  
(役割分担)  
労働局：荷主企業の委員の選定、パイロット事業に係る荷主企業の選定  
運輸支局：地方協議会運営（会場の選定、旅費・謝金の支払、パイロット事業の運営）、トラック運送事業者等の委員の選定  
地方トラック協会：実態調査の調査票の配布等、課題・事例の掘り起こし

3. 委員等を調整の上、別添の進め方に基づき7月までに全ての都道府県で地方協議会を立ち上げることとし、その後は、4半期～半年に1回程度の開催を行う。なお、必要に応じてワーキンググループの立ち上げや開催回数を増やすなどしても差し支えない。
4. 地方協議会は公開を原則とする。ただし必要と認める場合（事業者の具体的な実態の聴取を行う場合など）は、非公開で行うことができる。
5. 地方協議会についての委員及び形式については、検討しやすい体制を考慮し、中央協議会と同様にパートナーシップ会議を改組することにより設けることでも差し支えない。

## 地方協議会の今後の進め方について

### 【平成27年度】

- 各都道府県単位で協議会の立ち上げに着手。(5月)
  - 各運輸支局、各都道府県労働局及び地方トラック協会との調整
  - 役割分担の確認
  - 委員の選定、委嘱
  
- 協議会の開催(6月～7月)
  - 議題の調整(協議会開催に至る背景、ロードマップの確認、平成27年度調査の概要とスケジュール説明・確認)
  - 調査票送付先の検討(6月中に選定)
  
- 調査の実施(8月～9月)
  - 調査票については、中央協議会で作成
  - 地方トラック協会から調査票を送付(8月中)
  - 調査票の回収(9月中)
  
- 協議会の開催(10月～11月)
  - 議題の調整(実態のヒアリング(運送事業者・荷主)、調査の進捗状況報告)
  
- 調査票の集計・分析(10月～12月)
  - 中央で集計
  - 全体及び各県ごとに集計
  
- 協議会の開催(2月～3月)
  - 調査の結果報告
  - パイロット事業の実施内容の検討

( 参 考 )

【平成28年度】

- 協議会の開催（4月～5月）
  - パイロット事業実施事業者等の選定
  - 工程、スケジュール等事業内容の確認
  
- パイロット事業実施（6月～12月）
  - 結果の分析・検証
  - 阻害要因・課題の整理、対策の検討
  
- 協議会の開催（10月～12月）
  - パイロット事業の状況
  
- 協議会の開催（2月～3月）
  - パイロット事業の結果報告
  - 来年度のパイロット事業の実施内容の検討

【平成29年度】

- 協議会の開催（4月～5月）
  - パイロット事業実施事業者等の選定
  - ガイドライン記載内容の検討
  
- パイロット事業実施（6月～12月）
  - 結果の分析・検証
  - 阻害要因・課題の整理、対策の検討
  
- 協議会の開催（10月～12月）
  - パイロット事業の状況
  - ガイドラインの記載内容の検討
  
- 協議会の開催（2月～3月）
  - パイロット事業の結果報告
  - ガイドラインの記載内容の整理